

陳情第10号



「川内原発3号機増設計画」の白紙撤回を求める陳情書

2014年(平成26)年9月16日

霧島市議会
議長 常盤 信一様

陳情者

〒890-0008 鹿児島市伊敷5-25-40

グリーンコープかごしま生活協同組合

理事長 宍道 紀代

電話番号 099-218-8356

陳情者 グリーンコープかごしま生活協同組合

あいら支部理事 小濱 淳子

霧島市国分中央4丁目19-3

電話番号 090-7466-3613

陳情者 グリーンコープかごしま生活協同組合

あいら支部理事 亀崎 恵里子

霧島市隼人町姫城2丁目58

電話番号 090-9568-7799

陳情者 グリーンコープかごしま生活協同組合

あいら支部理事 草野 聰美

霧島市隼人町姫城1-315

電話番号 080-1535-5987

陳情者 グリーンコープかごしま生活協同組合

あいら支部組合事務局 池田 律子

霧島市溝辺町崎森2800-71

電話番号 090-2086-4022 (代表)

「川内原発3号機増設計画」白紙撤回を求める陳情について

陳情の趣旨

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、発生から3年になるが、いまだ収束していない。15万人余りの人々が避難生活を強いられ、放射能被害は、国民に甚大な影響を与え続けている。この事故は、他の産業事故では考えられない規模で地域社会を破壊し、放射能汚染は長期にわたって続き、どこまで拡大するのかも定かではない。

現在の原発技術は、過酷事故（シビアアクシデント、炉心溶融に至る重大事故）の可能性も排除できず、使用済核燃料の安全な処分もできない未完成で危険なものである。これを「再処理」・「再利用」する施設は、原発以上に技術的に未完成で危険なもので、稼働のめどが立っておらず、仮に稼働したとしても、その結果生じる高レベル放射性廃棄物をどう処分するかについて、誰もその答えを持っていない。

こうした危険を持つ原発を、世界有数の地震国であり、世界で1、2の津波国である日本に集中

的に立地することは危険極まりないことであり、日本列島のどこにも、大地震、大津波の危険のない「安全な土地」と呼べる場所はない。

また、政府は、原発再稼働や新增設、原発輸出を公言し、前政権の「2030年代原発稼働ゼロ」という極めて不十分な方針すら白紙に戻すとしている。しかし、「国民の過半は、原発に依存しない社会を望んでいる」という政府も認めた国民の認識は、政権が交代したことで変わるものではない。原発推進政策は、「原発ゼロの日本」を求める国民多数の声に真っ向から背くものである。

福島第一原発事故からもわかるように、住民保護の観点では、国も電力会社も全くなすすべがなかった。九州電力が過酷事故に陥った場合、東京電力の原発事故対応以上の対応を望むことは、相当難しいと考えられる。住民の命と自然という財産を守り、このふるさとに住み続けたいという住民の願いに沿うためには、川内原発3号機増設計画を白紙にもどすことと考えることが重要である。

については、貴議会におかれては、「川内原発3号機増設計画」の白紙撤回を求める決議を行っていただく、下記事項について陳情する。

さらに、別紙の意見書を鹿児島県知事あてに提出されるよう、案文を添付して陳情する。

記

(陳情事項)

1. 鹿児島県が手続きを凍結している「川内原発3号機増設計画」の白紙撤回を求めるとの決議をしていただくこと。

「川内原発3号機増設計画」の白紙撤回を求める決議（案）

県民の生活と安全に責任を持つ鹿児島県知事は、県民の安全確保上重要な課題が解決するまでは、拙速な川内原発3号機増設白紙撤回を求めるよう、国および原子力規制委員会に対応することを求める。

- (1) 「住民の安全を守る」一点で一致して、「川内原発3号機増設計画」の白紙撤回を求める決議をしていただきたい。

以上決議し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2014（平成26）年 月 日

議会議長 常盤 信一

提出先

鹿児島県知事 あて

以上